

# 令和6年度壮瞥町社会福祉協議会事業計画

## 1 基本方針

コロナ禍をはじめとする感染症による影響が残りつつも、感染対策を施すことでの事業を実施することが可能となりました。

今後も感染対策に留意しながら、地域の福祉課題解決に向け、医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保されるよう、地域包括支援センターと連携しながら、在宅福祉の充実を進めたいと考えます。

## 2 個別事業

### 目標1 ふれあいのまちづくり事業

#### (1) 【生活支援体制整備事業】

**生活支援体制整備事業**とは、新しい介護保険事業の一部であり、主に要支援1～2または、生活のごく一部を支援することで在宅生活を継続できる高齢者等が対象です。

提供されるサービスとして考えられるのは、声掛け・安否確認、配食サービス、交流の場の提供、家事援助、外出支援など地域ごとに様々です。

これまでと異なるのは、サービスの提供者がボランティアや老人クラブ等の任意団体、商工会加盟店やNPO法人など、地域にあるあらゆる主体が、サービスの担い手として期待される点にあります。

#### 〈生活支援コーディネーターとは〉

地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくために、生活支援等の体制整備に向けた調整役を担います。

#### 〈生活支援コーディネーターの活動内容〉

- (1) 地域に住む高齢者のニーズや、地域で不足している生活支援サービスを把握します
- (2) 不足しているサービスの開発に向け、地域の関係団体等へ働きかけます
- (3) 関係団体がお互いに情報共有する仕組みや連携する体制を整備します
- (4) サービスの担い手を発掘したり養成したりします。更に、地域のニーズに対し不足するサービスとマッチングします

#### 【活動内容】

- ① 先進地からの情報収集や意見交換
- ② 町民の生活支援に関するニーズの把握
- ③ 不足するサービスの把握
- ④ サービスの担い手の発掘や養成
- ⑤ ニーズとサービスのマッチング調整

#### 【高齢者見守り体制整備事業】（継続事業）

地域包括支援センターは、これまで関わってきた町内の高齢者に関する情報を、民生委員協議会と共有し、医療や介護など必要な支援を提供しています。本町の後期高齢者と独居世帯は更に増加することが見込まれており、頻発する地震や悪天候に伴う停電、噴火災害等に備え、センターが高齢者とそのご家族の皆様

から「頼りにされる機関」「安心を提供できる機関」であることを目指し、「状況がわからない高齢者」を減らすために、関係各所から情報を集約します。

令和4年度から、保健センター内で得られた入院、入所、転出の情報を即日回覧し、共有しています。

## (2) 小地域ネットワーク活動（継続事業）

概要：各自治会が活動の主体となり、見守りを必要とする世帯の生活状況を把握したり、孤立を生まない取り組みを支援します。

現状：コロナ禍以降、活動再開する自治会が少なく、令和5年度は6自治会の実施にとどまりました。

課題：①事業を率先していたリーダーの高齢化等に伴う引退により、事業を行う自治会が更に減少しています。

②感染症拡大の影響で、親睦目的の事業が減っています。

### 【取組方法】

声掛け、見守り、除雪等の助け合いを活動の基盤として推奨します。また、親睦目的の交流活動も、内容に応じて助成します。

## 目標2 心配ごと相談事業：心配ごと相談窓口の常時開設

現状：相談窓口として定着している地域包括支援センターと情報を共有しながら、引き続き町民からの相談に対応します。

### 【取組方法】

- ① 心配ごと相談機能について広報誌やホームページ、各種事業で直接会う機会を利用して説明し、周知しています
- ② 勤務時間外は留守番電話による対応と、役場に届いた相談案件について役場と連携し、取りこぼすことのないような仕組みを作ります。
- ③ 財産に関して法的な判断が必要になるなど、行政や地域が介入できない場合の対応として、法律の専門家の無料相談を斡旋するなど、関係者間で互いに連携することで個別対応を強化します

## 目標3 地域福祉・在宅福祉事業

### (3) ふれあい敬老昼食会（継続事業）

目的：全町から集う機会として、参加者が楽しいと感じられる内容を目指します。

### 【取組方法】

かねてより懸案だった、会場に対して参加人数が多すぎる問題は、コロナ禍以降、密を避けるうえで更に顕著な課題となりました。そこで、令和5年度に対象年齢を70歳から75歳以上とすることで、参加者145名となり、概ね2割減少しました。これまで数え70歳以上だったことから、夫婦で参加できると勘違いされた方はいましたが、予想された反発はありませんでした。

階段席を使用し、飲食を避け、余興も演芸発表のみとし、昼食はお土産として持たせることで、正午頃に終わることができ、参加者からは、好意的な意見を多く聞きましたので、当年度も同様の方法で実施する予定です。

#### (4) ふれあい交流会 (継続事業)

目的：こもりがちな高齢者や子育て世代など、外出が難しい方を対象に、日帰りのバス旅行で外出の機会を提供し、他の参加者や介助ボランティアとの交流を通してご本人や家族の気分転換を促します。

##### 【取組方法】

感染症対策に留意しながら、対象者が参加しやすく楽しめる内容として、移動時間を短く、近隣の商業施設を検討します。

#### (5) みんなで集おう！あっぷるひろば (継続事業)

概要：概ね65歳以上の高齢者を対象に、小物作りや健康体操、ふまねっと運動など多彩な内容を提案します。

##### 【取組方法】

- ① 蟠溪地区、滝之町地区、仲洞爺地区の3か所での開催とする。
- ② 各地区での開催は、通年で概ね4回ずつ予定する。

#### (6) ふまねっと運動推進事業 (継続事業)

現状：頭と体をタイミングよく同時に使う「ふまねっと運動」は認知症予防、介護予防に効果が期待されています。社協事務局3名、町民有志5名がサポートとして、交代で例会をリードしています。現在は、サポートを除き平均4名程度が参加しています。

課題：参加者が固定化しており、新規の参加者がなかなか増えない状況です。

##### 【取組方法】

今後もサポートを中心とした定例会を実施します。定例会は、感染予防策を施しつつ、月2回の頻度で予定します。また、山美湖大学や自治会に働きかけ、体験会を催し、より多くの方に知ってもらう機会を増やします。

#### (7) 健康麻雀サロン (継続事業)

現状：常に手を動かしながら配牌を予想する麻雀は、認知症予防に効果があるとされています。また、必ず4名一組が集う場となるので、会話をする機会が増え、交流の機会としても有効です。

初心者への指導は、老人クラブ会員の熟練者に任せ、準備から片付けまでを参加者が行うサロン形式で実施します。

##### 【取組方法】

- ① 基本的には自主的に集まるサロン事業とし、会場を保健センターに移し、実施します。

#### (8) トレーニングサロン (継続事業)

現状：加齢に伴う運動機能の低下や筋肉量の減少といった高齢者特有の症状を予防するために運動教室を開催し、運動の習慣化と筋力維持を目指します。何歳でも参加でき、ふまねっとでは物足りなく感じている方々を対象に、ストレッチと軽く汗をかく程度の運動プログラムを提案します。

##### 【取組方法】

- ① 参加者に意見を聞きながら、ニーズに応じて内容を検討します。
- ② 目標を設定し、段階的に達成する過程を示すことで意欲を高めます。

#### (9) 食の地域交流事業（【旧地域食堂開設準備事業】継続事業）

現状：高齢者に限らず、地域との関りが薄れる世帯が増えるなかで、食べることや調理を体験するイベントを通して、誰かと食事ができる場を提供し、孤食の解消に努めます。これまで「あっぷる広場」で実施していた「男の料理教室」や「多世代交流」などの事業を、本事業のイベントとして開催することで、事業毎に対象者と協力者を募集し、新たな関係づくりにつなげられる事業を目指す。

##### 【取組方法】

- ① 既存のグループや任意団体に加え、趣旨に賛同頂ける個人の参加を得るため、勉強会を開催する。既に活動実績のある他町の活動者から、経験談を聞くことで継続可能な具体案を検討する。
- ② 登録いただいたボランティアと共に、実施する事業に関して意見を交換し、必要に応じて勉強会を開催する。多世代交流や男の料理教室は、時期をみながら単発で開催する。

#### (10) 日常生活自立支援事業（道社協委託事業・継続事業）

現状：加齢や障がいにより判断能力や記憶力が低下した方の金銭や貴重品を管理し、在宅生活を支援する事業です。利用者と契約を結び、月1～2回の割合で支援員が訪問し、金銭の出し入れや生活全般の相談に対応します。

##### 【取組方法】

- ① 現在、生活支援員を職員が兼ねているため、男性を主眼に新たな担い手を募ります。
- ② 成年後見制度巡回相談を活用しながら、適切な支援方法を検討します。

#### (11) 地域たすけあい有償ボランティア事業（令和4年度開始・継続事業）

概要：加齢や退院直後など身体機能が低下することで、在宅生活が難しい世帯を対象に、家周辺の除雪や外窓ふき、調理など個々人がもつ「日常の暮らしにくさ」を解消する助け合いボランティアを派遣します。利用者はボランティアに謝礼として、あらかじめ購入したチケットを渡し、ボランティアは社協に報告書を提出しチケットを現金に交換します。

本事業は、利用者とボランティアが「おたがいさま」の気持ちで対等な関係を保つことを目指しています。

##### ＜利用の流れ＞

利用者並びにボランティアは登録制とし、予め、利用者の生活状況や生活ニーズを把握し、ボランティアは活動できる時間や活動内容を申告します。

利用申し込みに応じて、事務局は希望するニーズと時間を確認し、条件に合うボランティアを選択し要望の内容を説明します。希望するニーズと時間をボランティアが承諾した場合、利用者に報告し、マッチング出来なかった場合は、次のボランティア候補にあたります。報酬はチケット（320円/30分毎）を介して行い、

利用者が購入したチケットを、ボランティアが活動した時間に応じてチケットを渡します。ボランティアは活動報告とチケットを本会に提出し、達成を確認できたところで本会からボランティアに対し報酬を支払います。

(想定される活動の種類及び内容)

活動の種類	内 容
家事支援	調理、掃除、洗濯、買い物代行、ゴミ出し等
作業支援	廃品のまとめ作業、草むしり、除雪、灯油の移し替え
外出支援	通院・外出の同行、買い物、散歩、金融機関、選挙投票 ※コミュニティータクシー含む公共交通機関利用のみ
その他の支援	話し相手、趣味、娯楽の相手、代読、代筆
除雪サービス	自宅周辺の除雪 (除雪は依頼主が現金払い) 1,000 円/30 分以内 1,500 円/30 分超 60 分以内

(12) 初心者向けスマホ教室 (新規事業)

コロナ禍において人が集まることに制限を受けた際に、スマートフォン等を使用した連絡手段が活用されました。従来の携帯電話がスマートフォンに置き換わることで、急速に普及する一方で、高齢者の中には電話機能のみ使用し、充分に活用できていない例が散見されます。電話に限らずメールやラインなど、双方向で連絡できるアプリケーションを活用することで、日常的な家族や友人との連絡手段として、また所属する団体やグループ間での情報共有の手段として、緊急時や災害時などでも活用が見込まれます。

そこで、総務省が進める「デジタル活用支援推進事業」の実施要綱を参考に、本会職員が講師として、スマートフォンの基本的な操作について、数回に分けて実施を予定します。参加者の疑問に適宜応答しながら進行することを想定しますので、少人数での実施を予定します。参加者の習熟度にもよりますが、月1回の実施で、単年度事業となる予定です。

(13) モルックサロン事業 (新規事業)

本町と縁のあるフィンランド発祥のスポーツ「モルック」の人気が徐々に高まっており、定期的な運動習慣として、月1回の実施を予定します。機材は教育委員会が所有していますので、教育委員会と連携して運営し、他のサロン事業と併せて外出誘因や介護予防の一助となることを見込んでいます。

#### 目標4 生活福祉援助事業

(14) 歳末たすけあい運動の推進 (継続事業)

現状：町内に住む経済的に困窮している高齢、障がい、ひとり親世帯を対象に、歳末たすけあい募金に寄せられた募金により、毎年12月に見舞金として商工会商品券または灯油代として経済的な援助を行います。助成対象者を設定したなかで申請を受け付ける方法を継続します。

##### 【取組方法】

- ① 助成を必要とする方に適正な額を配分するとともに、寄付者(町民)の意志

を反映した対象者と助成の方法を見直しながら、適正に事業を運営します。

- ② 商品券は、民生委員の訪問による手渡しが原則ですが、感染状況によって、見舞金の配布を郵送に切り替ます。

(15) 生活一時貸付資金（継続事業）

現状：一時的に生活に困窮している町民を対象に、5万円を上限とした生活費を貸付することで、当面の生活維持を支援します。

【取組方法】

- ① 申請者に対し他の債務の有無や返済能力の確認、連帯保証人の確保など適正な制度利用を進めます。
- ② 緊急で資金を要する場合、趣味のための機材を買うなど生活の維持に影響しない安易な理由であれば、説明のうえ貸し付けないことも検討します。

(16) 生活福祉資金貸付事務（道社協委託事業・継続事業）

北海道社会福祉協議会が実施している、低所得者を対象に生業資金や修学資金等の各種福祉資金の貸付事務を行い、自立促進、就学援助、自立更生を図ります。

目標5 ボランティア活動の推進

現状：ボランティア活動の活性化を目指し、一部の任意団体に活動補助金を交付している。また、ボランティア活動や実生活に役立つ技能や知識の習得など、幅広いテーマで研修会を実施し、広く町民に参加を呼び掛けます。

(17) 児童生徒ボランティア活動推進事業（継続事業）

- ・町内3小中高等学校へ、ボランティア活動費（各校4万円）を援助し、学校独自に事業を企画、実施する予定です。

学校名	活動内容（計画含む）
壮瞥小学校	①高齢者疑似体験で高齢者について学習 ②福祉教育（3・4年生：高齢者疑似体験、視覚障害学習） ③赤い羽根学校募金の協力 ④保育所園児交流（1・5年生）
壮瞥中学校	①山美湖にて吹奏楽定期演奏会 ②壮瞥川の自然を守る会イルミネーション制作 12月 ③子育て支援センター子育てボランティア（ゲーム企画）
壮瞥高等学校	①壮瞥アグリレッスン全5回の実施（小学生の農業指導） ②市街地の花壇造成作業・延べ3回

目標6 児童生徒への福祉啓発事業及び青少年健全育成事業

(18) 児童福祉啓発活動（継続事業）

現状：子どものころから福祉について考える機会を提供し、福祉やボランティアの意識を啓発することが目的です。近年は生徒の希望するテーマに沿って講師を調整し、視覚障害や聴覚障害についての学習や車いす体験

際に、使用方法を説明したりするなどの関わりをもちながら実施しています。

【取組方法】

- ・総合的な学習時間の活用に、福祉を題材にした内容を提案しながら、学校や生徒の取り組み易い方法で福祉教育を推進します。

(19) ライオンズ青少年健全育成基金（継続事業）

- ・旧壮瞥町ライオンズクラブより寄託された基金を、青少年の健全育成に役立てる目的とし、全道・全国大会の出場権を得た町内の小中高等学校に通う児童生徒及び引率者に対し、大会参加経費の一部を基金より助成します。

【令和5年度助成実績】 申請 なし

目標7 地域福祉啓発活動

(20) 広報の発行（継続事業）

現状:壮瞥町で利用できる福祉サービスとボランティアやその他団体の情報を保存版として冊子形式で年1回、全戸配布しています。なお、町広報誌の構成が見直されるのに伴い、周知する情報を精査します。

【取組方法】

- ① ホームページ上で、リアルタイムな情報更新に務めます。
- ② 町広報誌を積極的に活用し、少ない配布回数を補います。
- ③ 歳末たすけあいなど申請書を兼ねるものは、1枚もので配布します。

(21) 事業運営の透明性の向上

- ・高い公益性を求められる社会福祉法人として、下表のとおり組織や事業内容について透明性を確保することが義務付けられています。
- ・具体的には、事務所内での閲覧による情報開示やインターネットで広く公表することで、透明性を確保します。
- ・ホームページの定期的な情報更新と、さらなる充実が今後の課題です。

対象書類	閲覧対象書類	ネット公表（現況報告書）
定款	○	○
貸借対照表	○	○
収支計算書	○	○
事業報告書	○	○（事業概要）
財産目録	○	○
役員報酬基準	○	○（区分毎の報酬総額）

目標8 福祉団体の事務局運営

(22) 福祉団体の事務局運営並びに活動支援

- ① 北海道共同募金会壮瞥町共同募金委員会
- ② 壮瞥町老人クラブ連合会
- ③ 身体障害者福祉協会壮瞥支部
- ④ ボランティアセンター

目標9 社協運営体制の充実

### (23) 社会福祉協議会運営体制の充実

- ① 理事会の開催（または書面表決の適正な実施）
- ② 評議員会の開催（または書面表決の適正な実施）
- ③ 監事監査の実施（4半期ごと+決算の年5回）
- ④ 役職員向け研修会の参加により専門性を高め、資質の向上を図る
- ⑤ 随時、職員ミーティングを開催し、職員相互に業務の進捗状況を報告し、意見交換を通して修正を重ね、事業の適正な運営を図る

## 目標 10 災害対応に関する整備（継続事業）

概要：北海道社会福祉協議会が進める「災害救援活動の支援に関する協定書」に基づき、道内で発生する災害に対し可能な限りの支援を行います。また、道社協災害ボランティアセンターと密に連携を図りながら、災害ボランティアセンターの運営ノウハウを学びながら本町の災害支援対策を進めます。

### 現状と課題

コロナ禍以降、ボランティア募集は、より近場から、必要最低限の募集に留めるよう方針が一変しました。これに伴い、感染症対策を前提とした運営要綱に更新しました。但し、胆振東部地震クラスの災害では、短期間で大量のニーズに対応する必要があるため、現職員のみで対応することは非常に困難であり、道社協との協定に基づいた他市町社協職員の支援が必須となっています。

### 【取組方法】

- ① 道社協災害ボランティアセンターが持つ、災害ボランティアセンターの運営について、過去の経験を踏まえた実践方法について学ぶ機会を設ける。
- ② 発災時に混乱を生じないよう、町と災害時の対応について協議したうえで具体的な行動指針を設定した協定を締結します。

## 目標 11 高齢者在宅生活支援事業の実施（町委託事業）

### (24) 配食サービス

高齢者世帯を対象にバランスのとれた食事を提供することにより、健康状態の維持と増進に努め、在宅生活を支援します。

### (25) 雪下ろしサービス

高齢者世帯を対象に、母屋の屋根の雪下ろしを行い、冬期生活の安全確保に努めます。

### (26) 入浴送迎サービス

家庭で入浴に支障をきたしている高齢者を対象に、入浴施設のある福祉施設まで送迎し、健康維持に努めます。

### (27) 移送サービス

車いす利用者が通院送迎利用する福祉有償運送の利用調整を行っています。

### (28) ふれあい友愛訪問

高齢者単身世帯を対象にボランティア（個人、団体、民生委員等）の協力をいただき、月2回訪問を行い安否の確認や孤独感の解消に努めます。